

【遺言書作成関連メニュー】

<p>親族関係図作成</p>	<p>① ご本人が生まれた時から現在まで、および親族の戸籍謄本を取得します。</p> <p>② 取得した戸籍謄本に基づき、親族関係図を作成します。</p>
<p>財産目録作成</p>	<p>① 土地、建物の課税評価証明書を取得します。</p> <p>② 土地、建物の全部事項証明書を取得します。</p> <p>③ 銀行口座ほか、資産内容を聞き取り、一覧にまとめます。</p> <p>①②③に基づき財産目録を作成します。</p>
<p>遺言書文案作成</p>	<p>① 親族関係図、および財産目録を元に、誰に何を残したいのか分配方法についてご検討いただきます。</p> <p>② ご検討いただいた内容をもとに、遺言書の文案を作成いたします。 （文案は、法務局での自筆証書遺言保管制度にも対応できる形での作成も可能です）</p> <p>※自筆証書遺言作成パックの場合は、文案をもとに自筆証書遺言書を作成していただきます。</p>
<p>公正証書遺言作成</p>	<p>① 公正役場との打ち合わせはこちらで行います。</p> <p>② 作成当日に公正役場での公正証書遺言作成のお手続きをお願いいたします。</p> <p>③ 作成当日は公正証書作成の証人として、当方から1名同行いたします。</p> <p>※ 公正役場での証人は2名必要です。もう1名必要な場合は11,000円（税込）で同行承ります。</p>
<p>遺言執行</p>	<p>遺言執行者として、相続人の調査、財産調査を行い、遺産を分割、遺言書に記載してある内容を具体的に実現させるためのお手続きを行います。</p> <p>※ 遺言書を作成された方がお亡くなりになった旨をご連絡いただき次第、任務を開始します。</p> <p>※ ご希望の方には定期的なアフターフォローを行います。（※ オプションプラン・頻度は要相談）</p>